

一般社団法人岡山県建設業協会
会長 荒 木 雷 太 様

岡 山 県 土 木 部 長
(公印省略)

岡山県建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の改正について (通知)

平素から、本県の建設業行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、建設業法に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足せずに受検することで施工管理技士の資格を不正に取得し、建設業者が監理技術者等として配置していた事例や、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事例が発生しており、建設工事の適正な施工の確保等の観点から、これらの不正行為への対応を厳格化する必要があります。

また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和 2 年法律第 6 0 号）の一部規定が令和 2 年 1 2 月 2 5 日に施行されたことを受け、建設業者が同法に違反した際の監督処分の基準について、明確化する必要があります。

これらを踏まえ、次のとおり、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分基準（平成 1 9 年 9 月 1 1 日付け監第 5 9 5 号）」の一部を改正し、令和 3 年 8 月 3 日から施行することとしましたので、通知します。

記

添付書類

- ・ 基準の一部改正の概要
- ・ 新旧対照表
- ・ 改正後の基準全文